

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 20

処 分 名	墓地使用許可	
処 分 の 概 要	市営墓地の使用について市民の申請に基づき、使用を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市墓地条例(昭和39年条例第17号)	
条 項	第3条第1項	
所 管 課	公園緑地課	
経由機関での処理期間		16日
所管課での処理期間		3日
標準処理期間		計 19日
判断基準	松山市墓地条例施行規則第2条を基準とする。	
<p>【根拠法令】 松山市墓地条例 (使用の許可) 第3条 墓地を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 市長は、前項の許可について、使用場所ならびに工作物その他の施設に制限または条件を付することができる。</p> <p>【基準法令】 松山市墓地条例施行規則 (使用許可の手続) 第2条 条例第3条第1項の規定により墓地の使用許可を受けようとする者は、墓地使用許可申請書(第1号様式)に住民票の写しその他市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。この場合において、市長の指定する期限までに墓地使用料の納付のないときは、その申請は無効とする。 2 市長は、前項の申請に対して許可をするときは、墓地使用許可証(第2号様式。以下「許可証」という。)を申請人に交付するものとする。</p>		

手続の流れ

